

徳島県告示第六十一号

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和一十六年政令第二百七十六号）第四条の一第三項の規定により公表する。

令和八年二月一日

徳島県知事　後藤田　正　純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）												
	水 源 涵 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林											
単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）												
計	海 部 川	日 和 佐 川	那 賀 川 下 流	那 賀	勝 浦 川	鮎 喰 川	板 野	美 馬 北 岸	穴 吹 川	貞 光 川	吉 野 川 中 流	祖 谷 川	
五〇二八・一八	六五一・四三	一五一・七〇	四四・〇八	一、六五三・八四	三八九・九二	一五四・四九	二八七・二三	一二四・九四	二二三・七六	一五九・三八	四九〇・六三	七六・七九	水源涵養保安林
七六三・四二	五三・九一	九・一八	六・四二	一一・七〇	一二・五四	四八・七〇	二〇六・四〇	六一・〇四	六八・三二	二五・七一	九八・九七	五〇・五一	土砂流出防備保安林

備考　単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課並びに徳

島県東部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。)